

2026年7月

お客さま各位

永和信用金庫

「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」改定のお知らせ

平素は永和信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

近年、インターネットバンキングを利用した不正送金被害が増加している状況を踏まえ、当金庫における金融犯罪リスクを低減すべく、この度、「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」を改定します。なお、改定後の規定は、現在取引いただいているお客さまに対しても適用されますのであらかじめご了承ください。

当金庫では、今後も一層サービスの向上に努めてまいりますので、引き続き法人インターネットバンキングをご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定 「しんきん法人インターネットバンキング利用規定」

2. 主な改定内容

- (1)第1条 4. 契約の成立(新設)
- (2)第10条 4. 補償の制限(補償の制限の明確化)
 - 5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い(新設)
 - 6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い(新設)
- (3)第11条 利用停止等(新設)
- (4)第12条 4. サービスの強制解約(強制解約条件の追加)

3.改定日 2026年10月1日(木)

以上

しんきん法人インターネットバンキング利用規定新旧対照表

しんきん法人インターネットバンキング利用規定(新)	しんきん法人インターネットバンキング利用規定(旧)
<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込 1.～3. 略</p> <p>4. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、<u>当金庫所定の方法によるお客様の申込に基づき、当金庫が申込を適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</u></p> <p>5. 使用できる端末 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限ります。 なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。</p> <p>6. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。</p> <p>7. 代表口座 ご契約先は、お申込み店舗に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます。)として申込書により届け出るものとします。</p> <p>8. 手数料等 (1)本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)および消費税等をいただきます。 当金庫は、利用手数料および消費税等を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座(以下「引落口座」といいます)から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。引落口座は代表口座とします。 (2)当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。 (3)ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税等を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、本項一号と同様の方法により引き落とします。</p>	<p>第1条 しんきん法人インターネットバンキングの申込 1.～3. 略</p> <p>4. 使用できる端末 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限ります。 なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。</p> <p>5. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。</p> <p>6. 代表口座 ご契約先は、お申込み店舗に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます。)として申込書により届け出るものとします。</p> <p>7. 手数料等 (1)本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます)および消費税等をいただきます。 当金庫は、利用手数料および消費税等を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座(以下「引落口座」といいます)から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。引落口座は代表口座とします。 (2)当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。 (3)ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税等を支払うものとします。なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、本項一号と同様の方法により引き落とします。</p>

しんきん法人インターネットバンキング利用規定新旧対照表

しんきん法人インターネットバンキング利用規定(新)	しんきん法人インターネットバンキング利用規定(旧)
<p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。</p> <p>① 電子証明書および各種パスワードによりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</p> <p>② お客様IDおよび各種パスワードによりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）</p> <p>2.～3. 略</p> <p>4. 本人確認 (1) 略 (2) 当金庫が本項第1号の方法に従って本人確認をした場合は、ご契約先本人の真正な意思による有効な取引として取り扱うものとし、お客様IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。ただし、お客様IDおよび各種パスワード、その他の情報機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、当金庫は個人のご契約先に対し、第10条に定める条件に従いこれを補てんします。</p> <p>5.～7. 略</p>	<p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段 <u>(1) 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。</u></p> <p>① 電子証明書および各種パスワードによりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</p> <p>② お客様IDおよび各種パスワードによりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）</p> <p><u>(2) 電子証明書方式またはID・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。</u></p> <p>2.～3. 略</p> <p>4. 本人確認 (1) 略 (2) <u>当金庫は、「ID・パスワード方式」・「電子証明書方式」いずれの場合においても、当金庫が</u>本項第1号の方法に従って本人確認をした場合は、ご契約先本人の真正な意思による有効な取引として取り扱うものとし、お客様IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。ただし、お客様IDおよび各種パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、当金庫は個人のご契約先に対し、第10条に定める条件に従いこれを補てんします。</p> <p>5.～7. 略</p>

しんきん法人インターネットバンキング利用規定新旧対照表

しんきん法人インターネットバンキング利用規定(新)	しんきん法人インターネットバンキング利用規定(旧)
<p>第10条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1.～3. 略</p> <p>4.補償の制限 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p>(1)不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① <u>ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</u> 法人契約先にあつては、本サービスの操作経験のある退職者を含む従業員の行った不正送金。</p> <p>② <u>ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。</u></p> <p>③ <u>ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</u></p> <p>④ <u>ご契約先に重大な過失があつた場合。</u></p> <p>⑤ <u>当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。</u></p> <p>(2) 戦争、<u>天災地変、暴動</u>等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。</p> <p>5. <u>既に払戻し等を受けている場合の取扱い</u> <u>当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。</u> <u>また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u></p> <p>6. <u>当金庫が補償を行った場合の取扱い</u> <u>当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p>第11条 利用停止等</p> <p><u>不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p>第10条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1.～3. 略</p> <p>4.補償の制限 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p>(1)不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p><u>1. ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。法人契約先にあつては、本サービスの操作経験のある退職者を含む従業員の行った不正送金。</u></p> <p><u>2. ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。</u></p> <p>(2)戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。</p>
	<p>該当なし</p>

しんきん法人インターネットバンキング利用規定新旧対照表

しんきん法人インターネットバンキング利用規定(新)	しんきん法人インターネットバンキング利用規定(旧)
<p>第12条 解約等</p> <p>1.～3. 略</p> <p>4. サービスの強制解約 ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。</p> <p>② 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合。</p> <p>③ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。</p> <p>④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。</p> <p>⑤ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。</p> <p>⑥ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。</p> <p>⑦ 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>⑧ 各種パスワードおよび電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>⑨ <u>本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</u></p> <p>⑩ <u>本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</u></p> <p>5. 略</p>	<p>第11条 解約等</p> <p>1.～3. 略</p> <p>4. サービスの強制解約 ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>② 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払が遅延した場合</p> <p>③ 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合</p> <p>⑤ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。</p> <p>⑥ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。</p> <p>⑦ 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>⑧ 各種パスワードおよび電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>5. 略</p>
<p>第13条 通知等の連絡先</p> <p>当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第12条 通知等の連絡先</p> <p>当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

しんきん法人インターネットバンキング利用規定新旧対照表

しんきん法人インターネットバンキング利用規定(新)	しんきん法人インターネットバンキング利用規定(旧)
<p>第14条 規定等の準用</p> <p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。</p>	<p>第13条 規定等の準用</p> <p>本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書、預金口座振替に関する契約書等により取り扱います。</p>
<p>第15条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく当金庫所定の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p>第14条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>
<p>第16条 契約期間</p> <p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>	<p>第15条 契約期間</p> <p>本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。</p>
<p>第17条 機密保持</p> <p>ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。</p>	<p>第16条 機密保持</p> <p>ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。</p>
<p>第18条 準拠法・管轄</p> <p>本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>	<p>第17条 準拠法・管轄</p> <p>本契約および本サービスの準拠法は日本法とします。 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p>
<p>第19条 譲渡・買入・貸与の禁止</p> <p>本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・買入・貸与等することができません。</p>	<p>第18条 譲渡・買入・貸与の禁止</p> <p>本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・買入・貸与等することができません。</p>
<p>第20条 サービスの終了</p> <p>当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、<u>契約期間内</u>であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。</p>	<p>第19条 サービスの終了</p> <p>当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、<u>契約期間内</u>であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。</p>

しんきん法人インターネットバンキング利用規定新旧対照表

しんきん法人インターネットバンキング利用規定(新)	しんきん法人インターネットバンキング利用規定(旧)
<p>第21条 個人情報の取扱いに関する事項</p> <p>当金庫は、しんきん法人インターネットバンキングおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等(以下まとめて「本サービス」という)のお申込みに際して取得したお客様の個人情報(法人内における個人の情報などを含みます)を必要な保護措置を講じたうえで以下のとおり取扱います。</p> <p>(1)本サービスのお取引に際して以下の個人情報を取得します。 お客様が申込時および申込後に届け出た氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号等の事項。</p> <p>(2)以下の目的のために個人情報を利用します。</p> <p>① 本サービスの申込受付のため。 ② 本サービスの利用に際する本人認証のため。 ③ 本サービスに係るお取引の実施・管理のため。 ④ 本サービスに係るご案内書面等の送付のため。 ⑤ 各種問い合わせへの対応のため。 ⑥ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。</p> <p>なお、当金庫における個人情報の保護方針等については、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>2022年11月4日 現在 2026年10月1日 改定</p>	<p>第20条 個人情報の取扱いに関する事項</p> <p>当金庫は、しんきん法人インターネットバンキングおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等(以下まとめて「本サービス」という)のお申込みに際して取得したお客様の個人情報(法人内における個人の情報などを含みます)を必要な保護措置を講じたうえで以下のとおり取扱います。</p> <p>(1)本サービスのお取引に際して以下の個人情報を取得します。 お客様が申込時および申込後に届け出た氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号等の事項。</p> <p>(2)以下の目的のために個人情報を利用します。</p> <p>① 本サービスの申込受付のため ② 本サービスの利用に際する本人認証のため ③ 本サービスに係るお取引の実施・管理のため ④ 本サービスに係るご案内書面等の送付のため ⑤ 各種問い合わせへの対応のため ⑥ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>なお、当金庫における個人情報の保護方針等については、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>2022年11月4日 現在</p>